

四日市市消防本部訓令第1号

四日市市消防吏員服装規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

四日市市消防長 坂倉 啓史

四日市市消防吏員服装規程の一部を改正する訓令
四日市市消防吏員服装規程（昭和59年四日市市消防本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(制服等の着用基準)</p> <p>第2条 消防吏員の制服等の着用基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 冬服</p> <p>ア 冬服に階級章、名札を付け、ワイシャツ、ネクタイ、冬帽及び<u>安全靴</u>又は<u>黒短靴</u>とともに着用するものとし、女性消防吏員にあつては<u>ブラウス</u>を着用するものとする。</p> <p>イ アに定めるもののほか儀式、任命式及び点検においては手袋を着用し、名札を省略するものとする。</p> <p>(2) 夏服</p> <p>夏服に階級章、<u>名札</u>を付け、夏帽又はアポロキャップ並びに<u>安全靴</u>又は<u>黒短靴</u>とともに着用するものとする。</p> <p>(3) 活動服</p> <p>ア 活動服に階級章、<u>名札</u>を付け、T</p>	<p>(制服等の着用基準)</p> <p>第2条 消防吏員の制服等の着用基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 冬服</p> <p>ア 冬服に階級章、名札を付け、ワイシャツ、ネクタイ、冬帽及び<u>黒短靴</u>又は<u>安全靴</u>とともに着用するものとし、女性消防吏員にあつては<u>ブラウス</u>を着用し、<u>バッグ</u>を携行するものとする。</p> <p>イ アに定めるもののほか儀式、任命式及び点検においては手袋を着用し、名札を省略するものとする。</p> <p>(2) 夏服</p> <p>夏服に階級章を付け、夏帽又はアポロキャップ並びに<u>黒短靴</u>又は<u>安全靴</u>とともに着用するものとし、女性消防吏員にあつては<u>バッグ</u>を携行するものとする。</p> <p>(3) 活動服</p> <p>ア 活動服に階級章を付け、Tシャツ</p>

シャツ又はハイネックシャツ、アポロキャップ及び安全靴又は黒短靴とともに着用するものとする。

イ アに定めるもののほか、危害防止上必要あるときは、ヘルメット及び皮手袋を着用するものとする。

(4) 救急服

ア 救急服に階級章、名札を付け、アポロキャップ及び安全靴又は黒短靴とともに着用するものとする。

イ 危害防止上必要あるときは、ヘルメット及び皮手袋を着用するものとする。

(5) 救助服

ア 救助服に階級章、名札を付け、Tシャツ又はハイネックシャツ、アポロキャップ及び網目安全靴を着用するものとする。

イ 危害防止上必要あるときは、ヘルメット及び革手袋を着用するものとする。

(着用期間)

第3条 冬服等の着用期間は、次のとおりとする。ただし、気候その他の事情により所属長が認めた場合には当該着用期間を変更することができる。

(1) 冬服又は救急服（冬用）

10月1日から翌年4月30日まで

(2) 夏服又は救急服（夏用）

5月1日から9月30日まで

夏服は、半袖を着用するものとする。なお、儀式、任命等の礼式時及び

又はハイネックシャツ、アポロキャップ及び安全靴又は黒短靴とともに着用するものとする。

イ アに定めるもののほか、危害防止上必要あるときは、ヘルメット及び皮手袋を着用するものとする。

(4) 救急服

ア 救急服に階級章、名札を付け、アポロキャップ及び黒短靴又は安全靴とともに着用するものとする。

イ 危害防止上必要あるときは、ヘルメット及び皮手袋を着用するものとする。

(5) 救助服

ア 救助服に階級章を付け、Tシャツ又はハイネックシャツ、アポロキャップ及び網目安全靴を着用するものとする。

イ 危害防止上必要あるときは、ヘルメット及び革手袋を着用するものとする。

(着用期間)

第3条 冬服等の着用期間は、次のとおりとする。ただし、気候その他の事情により所属長が認めた場合には当該着用期間を変更することができる。

(1) 冬服又は救急服（冬用）

11月1日から翌年4月30日まで

(2) 夏服又は救急服（夏用）

5月1日から10月30日まで

夏服は、半袖を着用するものとする。なお、儀式、任命等の礼式時及び

気候その他の事情により所属長が認めた場合には長袖を着用するものとする。

(3) (略)

(消防隊員等の服装)

第8条 消防隊、救急隊及び救助隊の服装は、次のとおりとする。

(1) 火災その他災害に出動するときは、防火衣、防火帽及び防火長靴を着用するものとする。ただし、機関担当職員は防火帽をヘルメットに替え、防火衣を着用しないことができる。

(2) (略)

(3) (略)

(エンブレムの貼付)

第9条 エンブレムの貼付は、次のとおりとする。

(1) 活動服

水難救助隊員に任命された者は、左腕部にエンブレムを貼付する。

(2) 救急服

救急救命士に任命された者は、左腕部にエンブレムを貼付する。

(3) 救助服

高度救助隊員、特別救助隊員に任命された者は、左腕部にエンブレムを貼付する。

気候その他の事情により所属長が認めた場合には長袖を着用するものとする。

(3) (略)

(消防隊員等の服装)

第8条 消防隊、救急隊及び救助隊の服装は、次のとおりとする。

(1) 火災その他災害に出動するときは、防火衣、防火帽及び防火靴(網^上)を着用するものとする。ただし、機関担当職員は防火帽をヘルメットに替え、防火衣を着用しないことができる。

(2) (略)

(3) (略)

(エンブレムの貼付)

第9条 エンブレムの貼付は、次のとおりとする。

(1) 活動服

水難救助隊員に任命された者は、左腕部に別図に示すエンブレムを貼付する。

(2) 救急服

救急救命士に任命された者は、左腕部に別図に示すエンブレムを貼付する。

(3) 救助服

特別救助隊員に任命された者は、左腕部に別図に示すエンブレムを貼付する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。